

経営相談 ViewPoint

2019. 7. 16

スクイーズアウトのための新しいグループ内組織再編 ～税制改正で現金交付が可能に～

米澤潤平 相談部 東京相談室

グループ経営を行う企業（注）において、グループ内に少数株主が存在する場合、そのグループを支配している株主と少数株主との間で経営に関する意見が分かれ、実務上、グループ経営の足かせとなることが少なくありません。このような状況で、少数株主が株式譲渡にも応じてくれない場合は、会社法上、所定の手続きによって少数株主を強制的に締め出す（スクイーズアウト）手法が存在します。今回は、このスクイーズアウトについて、その概要と再編当事者に係る課税関係を解説します。

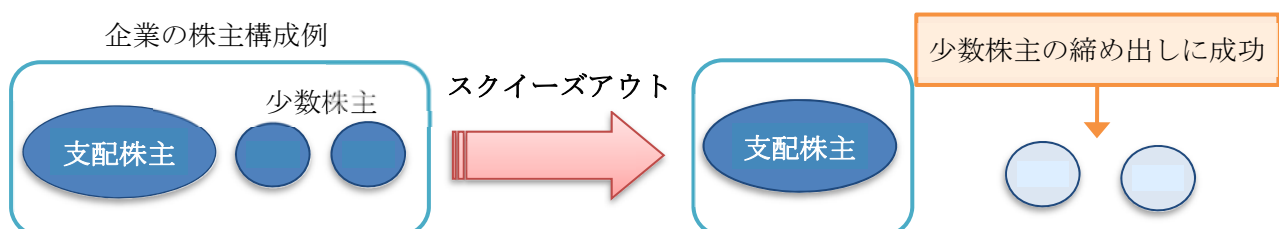
注：本稿では「株式会社」を前提とします。

1. スクイーズアウトの意義と税制改正

スクイーズアウトとは、スクイーズアウトの対象となる企業の支配株主が、強制的に少数株主が保有する株式のすべてを取得し、当該企業の経営から少数株主を締め出すことをいいます（下図）。

かねてより、グループ経営を行う企業の一部から、「グループ経営を行っていく中で、悩みの種となっている少数株主を排除し、経営の効率化などを図りたいが、どのような手法が考えられるか」といった声や、「スクイーズアウトの手法として現金対価の合併などが有用であることは承知しているが、税務上、非適格再編となってしまう課税関係が生じるため尻込みしている」といった声がありました。

これまで、会社法上、現金対価の吸収合併および株式交換によるスクイーズアウトは可能でしたが、平成 29 年度税制改正前は、現金対価の吸収合併および株式交換は税務上非適格再編となり、課税関係が生じてしまうため、実際に実施される事例は多くなかったものと考えられます。



平成 29 年度税制改正において、組織再編税制の大幅な改正が行われ、その中で「適格組織再編となるための必須要件であった組織再編の際の対価として現金を交付してはならない（現金交付すると非適格組織再編となり課税関係が生じる）」という点に例外的な取り扱いが認められ、スクイーズアウトのための再編が柔軟に行えることとなりました。これにより、改正以前は、合併または株式交換の対価として現金を交付した場合は「非適格組織再編」となっていたことが、改正後（平成 29 年 10 月 1 日以降の再編から適用開始）は、支配株主がスクイーズアウトの対象となる企業の発行済株式の 2/3 以上を保有していれば、現金を交付しても「適格組織再編」とすることが可能となりました。

2. 適格合併・適格株式交換の概要

組織再編により移転する資産等は、税務上、原則として譲渡損益の計上が求められるなど、課税関係が生じることとなります（非適格組織再編）。しかし、一定の要件（適格要件）を満たす「適格組織再編」の場合は、課税関係を繰り延べることとなります。

企業グループ内で行われる合併が「適格合併」となるための要件について、**下表**に概要をまとめました。このうち、「金銭等不交付要件」の下線部分が平成 29 年度税制改正に関わる部分です。

■適格組織再編となるための要件（○が充足すべき要件）

適格要件 (合併の場合)	企業グループ内の再編		要件の概要
	完全支配関係	支配関係	
金銭等不交付要件	○	○	株式以外の資産の交付がないこと（一定の場合の無対価を含む。また、 <u>一定の場合には、株式以外の資産の交付も認められる</u> ）。
(完全) 支配関係 継続要件	○	○	合併後も（完全）支配関係が継続することが見込まれること。子会社同士の合併等の場合は必要となるが、親子間合併の場合は不要。
従業員引継要件	—	○	被合併法人の合併直前の従業員の概ね 80% 以上が、合併後に合併法人等の業務に従事する見込みであること。
事業継続要件	—	○	被合併法人の主要な事業が、合併後に合併法人等において引き続き営まれる見込みであること。

注: 株式交換の適格要件は、一部相違する部分がある。

現金対価の吸収合併を例にした場合、再編当事者の課税関係は改正前後で**次ページ表**のようになります。なお、合併法人（存続企業）は被合併法人（消滅企業）の発行済株式の 2/3 以上を保有しており、金銭等不交付要件以外の適格要件はすべて充足しているものとします。

■現金対価の吸収合併の課税関係

	合併法人	被合併法人	少数株主
～平成 29 年 9 月 30 日 [非適格合併]	資産等を時価で受け入れる	資産等の時価譲渡に伴う損益を認識する	みなし配当と株式の譲渡損益を認識する
平成 29 年 10 月 1 日～ [適格合併]	資産等を簿価で引き継ぐ	資産等を簿価で引き継ぐため損益は認識しない	株式の譲渡損益を認識する (注)

注：改正後、適格合併になっても株主が譲渡損益を認識する点に留意（株式対価の適格合併の場合は、株主において譲渡損益は繰り延べられることになり、課税関係に違いがある）

なお、株式交換の場合は資産等の移転はないものの、合併との課税関係の整合を図るため、非適格株式交換の場合は完全子会社となる法人において資産の時価評価が求められる等の取り扱いが設けられています。

3. スクイズアウト活用事例と課税関係

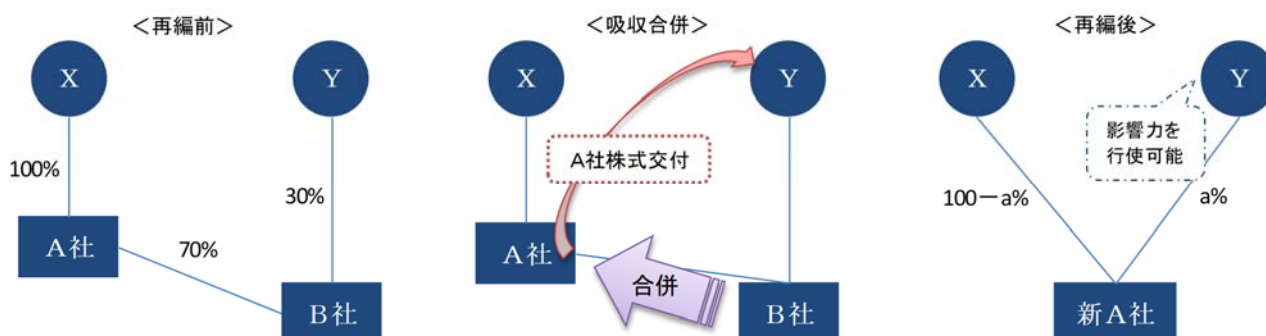
ここでは、現金対価の吸収合併と株式交換につき、下記のような前提の下、事例形式でスクイズアウトの可否と再編当事者の課税関係について説明します（会社法上の手続き等については省略）。

- X氏はA社の株式を100%保有し、またA社を通じてB社の株式の70%を保有。
- B社の経営をめぐる、X氏と少数株主Y氏との間で意見が対立。X氏は効率的な経営を行うため、Y氏に対してY氏が保有するB社株式の譲渡交渉を行っているが、Y氏はこれに応じる意思がない。
- そのため、X氏は合併または株式交換を用いたスクイズアウト（Y氏の締め出し）を検討。
- 組織再編の実施時期は、平成29年10月1日以降とする。

[1] 親会社（A社）が少数株主（Y氏）のいる子会社（B社）を「吸収合併」するケース

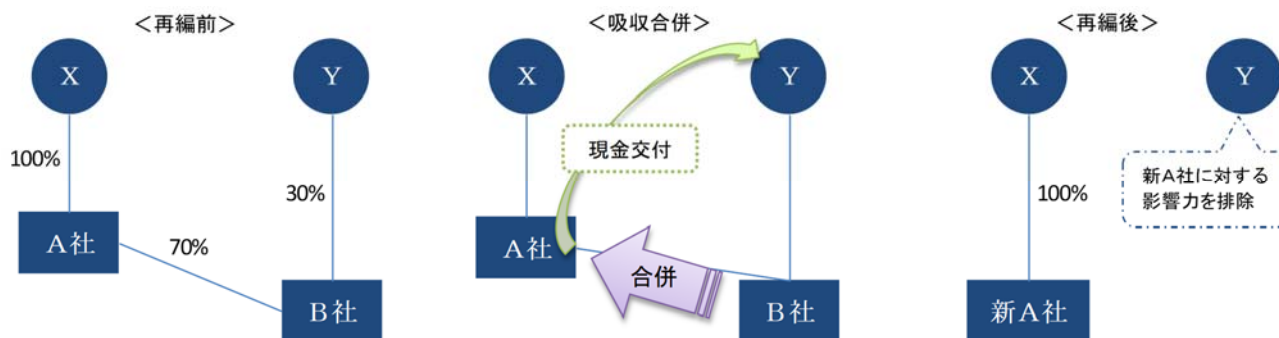
(1) 少数株主（Y氏）へ交付する対価を「親会社（A社）の株式」とする場合

少数株主（Y氏）が合併後の新A社の株主となってしまう（さらにX氏によるA社への完全支配関係も失われてしまう）ため、スクイズアウトを目的とする場合は、対価を親会社株式とする本手法は採用できないことになります。



(2) 少数株主 (Y氏) へ交付する対価を「現金預金」とする場合

現金を対価としたことで、少数株主 (Y氏) は合併後の新A社の株主とならず、合併後に新A社の経営に影響を及ぼすことができません。ただし、前述の適格要件を充足しない場合は、スクイーズアウトには成功するものの、課税関係が生じてしまう点に留意が必要です。



【留意点】現金交付を行っても適格合併となるのは、「合併法人が被合併法人の発行済株式の総数の 2/3 以上を有する場合」に限られており、少数株主のいる子会社を他の子会社が強制的に吸収合併する場合（上図のような親子間合併ではなく、子会社同士の合併を指します）などは該当せず、この場合は非適格合併になってしまう点に留意が必要です（次項の「株式交換」のケースも同様の考え方）。

[2] 親会社 (A社) が少数株主 (Y氏) のいる子会社 (B社) を「株式交換」により完全子会社化するケース

(1) 少数株主 (Y氏) へ交付する対価を「親会社 (A社) の株式」とする場合

株式交換後、少数株主 (Y氏) が完全親会社 (A社) の株主になってしまうため、スクイーズアウトを目的とする場合は、対価を親会社株式とする本手法は採用できないことになります。

(2) 少数株主 (Y氏) へ交付する対価を「現金預金」とする場合

現金を対価としたことで、少数株主 (Y氏) は株式交換後に完全親会社 (A社) の株主とはならず、A社の経営に影響を及ぼすことはできません。ただし、上記した適格要件を充足しない場合は、スクイーズアウトには成功するものの、課税関係が生じてしまう点に留意が必要です。

■事例のまとめ：スクイーズアウト (SQ) の可否と課税関係

対価の種類 [SQの可否]	金銭等不交付要件以外の適格要件	
	充当しない	充当する
株式のみ [SQ不可]	非適格 →課税関係発生	適格 →課税関係繰延
現金のみ [SQ可能]	非適格 →課税関係発生	【保有割合 2/3 未満】 非適格 →課税関係発生 【保有割合 2/3 以上】 適格 →課税関係繰延

4. 終わりに(その他のスクイーズアウト手法)

本稿では、複数企業からなるグループ経営企業の場合のスクイーズアウトを念頭に説明してきましたが、経営している企業が1社のみで当該企業に少数株主が存在する場合などは、他のスクイーズアウト手法（全部取得条項付種類株式、株式併合、株式売渡請求）の適用が検討されます。

平成29年度税制改正により、これらの手法も組織再編税制に取り込まれました。したがって、これらの手法に係る適格要件を満たさない場合は、非適格組織再編となり時価評価課税等が行われることとなります。

内容は2019年1月31日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。

みずほ総合研究所 相談部東京相談室 03-3591-7077 / 大阪相談室 06-6226-1701
<http://www.mizuho-ri.co.jp/service/membership/advice/>